

住民票の取り扱い方による費用負担の差異

(これまでの論点を整理したもの 文責 山崎國治 氏)

(平成18年6月4日 記)

I 親の住所地に本人（「障害者」以下同じ）の住民票がある場合

には、本人は親と同一世帯とされ、親の収入によって所得区分の認定がなされる。

(一般論・・・『両親の集い』3月号参照)

II 本人が親と同居している場合（特例）

- ① 人が被保険者となり、国民健康保険に加入している。
- ② 親が本人の税制上の控除を受けていない。
- ③ 住民票は、親と同一世帯でよい。
- ④ ①から③の要件を満たせば、本人を単身世帯と認める。

(平成17年7月22日「障害保健福祉関係主管課長会議・資料1—1

「月額負担上限額の設定にかかる世帯の範囲の特例」)

(『両親の集い』3月号参照)

III 本人が親と同居していても、世帯分離をした場合

- ① 親と同一の住民票から、本人の住民票を分離した場合。
「個別減免の対象者について、施設に住民票を移していない場合でも、世帯分離により住民票が単身である場合は、要件を満たすと考えてもよい旨、厚生労働省に確認いたしました。」

(平成18年4月13日福岡県からの県下市町村への通知)

IV 本人が親と同居していない場合（施設入所）

- ① 本人の住民票が施設所在地の市町村にある場合には、本人が世帯主であり、単身世帯としての収入認定を行う。

(『両親の集い』3月号参照)